

「リフォームローン」商品概要説明書

(平成26年1月6日現在適用中)

1. 商品名	リフォームローン（変動金利型）	リフォームローン（固定金利型）
2. 貸付先	・富山県医師信用組合（以下「当組合」といいます。）の組合員さま（以下「お客さま」といいます。）	
3. 資金使途	・庭、塀も含む住宅や診療所関連の改修資金として、ご利用いただけます。	
4. 貸付形式	・証書貸付	
5. 貸付限度	・30百万円以内	
6. 貸付期間	・10年以内	
7. 弁済方法	・元金均等割賦弁済 ・元利均等割賦弁済	
8. 利払方法	・先払い（元金均等割賦弁済） ・後払い（元利均等割賦弁済）	
9. 最終回調整	・実行額の5%以内（元金均等割賦弁済） ・元利均等割賦弁済はお取扱いできません。	
10. 当初据置	・お取扱いできません。	
11. 貸付金利	・当組合の基準金利に連動し、その変動幅だけ貸付利率を引き上げ、または引き下げます。	・当組合所定の金利を適用させていただきます。 ※適用金利につきましては、当組合にご確認ください。
12. 金利見直し	・毎月	—
13. 担保・保証人	<p>・担保：1200万円超 貸付相当額の担保 但し、開業医等は財務内容等に問題がなければ、最大3000万円まで無担保扱いが可能です。</p> <p>・保証人：個人 原則不要 法人 原則代表者保証</p>	
14. 条件変更手数料	・無料	
15. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：富山県医師信用組合 業務部】076-429-6272 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p>	

	<p>ホームページアドレス http://www.toyamadcu.co.jp/</p>
	<p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、 上記富山県医師信用組合業務部または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：(社) 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電 話：03-3567-2456</p> <p>住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）</p>
16. 備 考	<p>・審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。</p>